

福井労発基 1128 第 1 号
平成 28 年 11 月 28 日

関係者各位

福井労働局長



冬季無災害運動の実施について(要請)

時下、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より、労働行政の推進に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、福井県内においては、例年、冬季における積雪・凍結等に起因して被災する労働者の割合が、冬季の死傷者全体の 1 割から 2 割を占めている状況にあり、特に、積雪・凍結等により滑って転倒する災害が全体の約 6 割を占め、手足等を骨折する等の重傷災害が多く発生しています。

過去 3 年間の 12 月から 2 月までの冬季において、90 人もの方が積雪・凍結等により休業 4 日以上労働災害に遭い、そのうち積雪・凍結等により転倒された方が 59 人、屋根の雪下ろし等において墜落・転落された方が 11 人、車やバイクのスリップ等による交通事故に遭われた方が 6 人といった状況にあります。

特に、年末年始は、生活のリズムの変化、荷動きの増加、気象条件(積雪・凍結等)、交通事情等から労働災害が増加する時期であり、職場では、余裕をもった作業計画と災害防止のための特別な配慮が必要となってまいります。

これらのことから、冬季の積雪・凍結時及び年末年始の非定常作業時等の労働災害防止運動を積極的に展開し、さらなる死亡災害及び休業災害の減少を図るため、別添の「冬季無災害運動実施要領」を定め、同運動の実施を推進することといたしますので、貴殿におかれましても、以上の趣旨を御理解いただき、広報誌等を通じて広く会員、関係事業者、地域住民等に周知いただくとともに、当局が実施する対策について御理解、御協力をいただきますようお願い申し上げます。

また、同封のポスターを平成 28 年 12 月 1 日から平成 29 年 2 月 28 日まで貴職場等に掲示していただきますよう、併せてお願いいたします。



冬季無災害運動実施要領

～路面・作業床の凍結・積雪による転倒災害を防止しましょう～

福井県内においては、例年、冬季における積雪・凍結等に起因して被災する労働者の割合が、冬季の死傷者全体の1割から2割を占めている状況にある。

特に、積雪・凍結等により滑って転倒する災害が全体の約6割を占め、手足等を骨折する等の重傷災害が多く発生している。

過去3年間の12月から2月までの冬季において、90人の方が積雪・凍結等により休業4日以上の上の労働災害に遭い、そのうち積雪・凍結等により転倒された方が59人、屋根の雪下ろし等において墜落・転落された方が11人、車やバイクのスリップ等による交通事故に遭われた方が6人といった状況にある。

特に、年末年始は、生活のリズムの変化、荷動きの増加、気象条件（積雪・凍結等）、交通事情等から労働災害が増加する時期であり、職場では、余裕をもった作業計画と災害防止のための特別な配慮が必要となる。

冬季の積雪・凍結時及び年末年始の非定常作業時等の労働災害防止運動を積極的に展開し、さらなる死亡災害及び休業災害の減少を図るため、下記により「冬季無災害運動」を実施する。

記

1 実施期間

平成28年12月1日から平成29年2月28日まで

2 主唱者

福井労働局、福井・敦賀・武生・大野労働基準監督署

3 実施者

各事業者

4 主唱者の実施事項

- (1) 労働災害防止団体等に対する協力要請
- (2) 事業者、労働災害防止団体等が行う労働災害防止活動に対する指導・援助
- (3) ポスター、ホームページ、記者発表等による広報

5 事業者の実施事項

- (1) 経営トップによる年末年始時期に係る安全衛生方針の決意表明
- (2) 安全衛生パトロールの実施
- (3) 積雪・凍結等による転倒災害防止対策の徹底
- (4) 屋根の雪下ろし等による墜落・転落防止対策の徹底
- (5) 除雪機械等によるはさまれ・巻き込まれ災害防止対策の徹底
- (6) 交通労働災害防止ガイドラインに基づく冬季の交通労働災害防止対策の推進